

## ● 消費税の確定申告はお早めに!!

	申告、納税期限	口座振替日 (振替納税ご利用の方)
消費税及び地方消費税	3月31日 (金)	4月27日 (木)

申告所得税の口座振替日は、4月24日 (月) です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

### 【 申告を間違えたときなどの手続 】

#### ○ 税額を多く申告していたとき (更正の請求)

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求められます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

#### ○ 税額を少なく申告していたとき (修正申告)

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書第一表と第五表(修正申告書・別表)に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

### 令和5年度の協会けんぽの保険料率が改定されます

協会けんぽ三重支部の健康保険料率及び介護保険料率は、令和5年3月分(4月納付分)から変更されます。

	現行		令和5年3月分～
健康保険料率	9.91%	→	9.81%
介護保険料率	1.64%	→	1.82%



※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※ 賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率(9.81%)のうち、6.24%は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.57%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

### 《 貸付金利の状況 》

(令和5年3月1日現在)

	普通貸付基準利率 (使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	基準金利
日本政策金融公庫	経営改善貸付 (無担保・無保証人)	特別金利F
三重県融資制度	小規模事業資金 (第三者保証不要・別途保証料)	1.60% または 1.70% →
商工貯蓄共済制度	一般 (保証料不要)	1.675% ~ 2.075% →
	保証協会保証付 (別途保証料)	1.40% →

※新型コロナウイルス感染症関連の融資制度もあります。本所または支所へお問い合わせください。

## 出張健康診断のお知らせ

伊賀市商工会では、会員の福利厚生対策の一環として、事業主、従業員、家族の健康保持増進を図るために、出張健康診断事業を実施します。従業員を常時雇用する事業主は労働安全衛生法に基づき、必ず年1回定期的に健康診断を実施しなければなりません。出張には各場所で30名以上のご利用が必要となります。

詳細、申込は実施前にご案内させていただきますので是非ご利用くださいますようお願いいたします。

実施予定日 令和5年11月22日(水) 伊賀  
令和5年11月24日(金) 青山・島ヶ原  
実施機関 一般財団法人 滋賀保健研究センター  
健診内容 「協会けんぽ一般健診」(協会けんぽ加入者の35歳以上の方対象) 5,282円  
「定期健康診断」 8,500円  
(金額は変更になる場合もあります)



## 小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を策定した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。申請には商工会の交付する事業支援計画書の添付が必要となります。

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円
インボイス特例	50万円 インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

公募締切: 第12回受付締切 令和5年6月1日(木)

申請方法: 電子申請(23:59まで)または郵送(当日必着)

問合せ先: 三重県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局

電話番号 059-253-3725 (平日8:30~12:00、13:00~17:00)

\*申請をお考えの方は、お早めに伊賀市商工会本所または最寄りの支所へご相談ください。

## 伊賀法人会から新設法人説明会のご案内

新設法人の方を対象に、正しい申告と納税をしていただくため、法人税、消費税、源泉所得税及び印紙税の基本的な事項について説明会を開催いたします。また、令和5年10月1日から適用されるインボイス制度の説明も行いますので、是非、ご出席ください。

日時: 令和5年4月13日(木) 午後1時30分~3時(予定)

場所: ハイピア伊賀 3階ホール(伊賀市上野丸之内500)

内容: 法人税、消費税、源泉所得税、印紙税等の基本的事項について

講師: 上野税務署 法人課税部門 担当官

受講料: 無料

★ 事前に申込みが必要です。★

お問合せ・お申込先 上野税務署 法人課税部門 電話 0595-21-0953

一般社団法人 伊賀法人会 電話 0595-24-5774

FAX 0595-24-5796



次回の 会員一斉訪問実施予定日は  
**4月13日(木) です**

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。13日にお伺いできない場合は17日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(電話 45-2210)までお願いいたします。



各種情報については伊賀市商工会ホームページに掲載しています。上記のQRコードを読み取ってご覧ください。